汨

金曜日

平成23年

每週月水金曜日

定期発行日

黎 毌 岡県光 循正

平成23年4月15日 第 3 2 4 3

次 目

示 (第672号 - 第684号)

○国土調査の成果の認証

○指定介護老人保健施設の許可

○指定介護老人保健施設の許可

○指定介護老人福祉施設の指定

○県営土地改良事業計画の決定

○開発行為に関する工事の完了

○林業種苗法に基づく生産事業者の登録

○国土調査法に基づく地籍調査事業計画

○指定介護老人福祉施設の辞退

○指定介護老人福祉施設の指定

○土地改良区の清算人の退任

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定

○都市計画事業の事業計画の変更の認可

○競争入札参加者の資格等

○一般競争入札の実施

○意見募集の結果の公示

○意見募集の結果の公示

示

福岡県告示第672号

(農山漁村振興課) ………1 (高齢者支援課) ………… 1 (高齢者支援課) …………1 (高齢者支援課) ………2 (農村整備課) (都市計画課)

(農山漁村振興課) (高齢者支援課) ………3

(林業振興課) ………… 2

(高齢者支援課) ………3

(農村整備課) (会計管理局会計課)

(下水道課) ……4

(総務事務センター) ………… 5 (税務課)

(保健衛生課)

(社会活動推進課) ………10

調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成23年4月15日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った 者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成20年度から 平成22年度まで	地籍図及び 地籍簿	若松区東畑町、西畑町、上原町、栄盛川町、深町一・二丁目、下原町、棚田町、小糸町の各一部	平成23年 3月30日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土

福岡県告示第673号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施 設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則(平成11年 厚生省令第36号)第137条の2の規定により次のように公示する。

平成23年4月15日

			福岡県知事	麻 生 渡
サービス の 種 類	介 護 保 険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	許 可 年月日
介護老人 保健施設	4053480010	介護老人保健施設大木しょうふく苑 三潴郡大木町大字上八院 1597	社会福祉法人守屋福祉会	平成23年 3月1日

福岡県告示第674号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施 設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則(平成11年 厚生省令第36号) 第137条の2の規定により次のように公示する。

平成23年4月15日

福岡県知事 麻 生 渡

'	ナービス の 種 類	介 護 保 険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	許 可 年月日
1 .	↑護老人 保健施設	4052080126	介護老人保健施設おおた 糸島市浦志二丁目21-21	医療法人太田脳 神経外科医院	平成23年 4月1日

福岡県告示第675号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成23年4月15日

			福岡県知事	麻 生 渡
サービス の種 類	介 護 保 険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護老人福祉施設	4070300860	介護老人福祉施設さわみ 園 北九州市戸畑区沢見二丁 目5番2号	社会福祉法人誠光会	平成23年 4月1日

福岡県告示第676号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年4月15日

	福岡県知事	麻 生 渡
縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営梅木地区土地改良(農業用ため池整備) 事業計画書の写し	平成23年4月15日から 平成23年5月19日まで	宮若市役所

福岡県告示第677号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免中央二丁目

618番 4、618番 9 及び618番 8 の一部並びにこれらの区域内の水路である町有地の 全部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町志免一丁目9番8号

光安 冨士子

福岡県告示第678号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年4月15日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号		生産事業者				生産事	事事業所		事業所
豆跳笛 与		氏	名		住 所	業内容	名	称	所在地
福岡県第499号	井	手	孝	Ξ	八女市黒木町 木屋7505	種穂 苗木	井手	孝三	八女市黒木町木屋 7505
福岡県第500号	楠		正	仁	八女市黒木町 本分2165-13	種穂 苗木	楠	正仁	八女市黒木町本分 2165-13
福岡県第501号	野	田	久	子	八女市矢部村 北矢部656	種穂 苗木	野田	久子	八女市矢部村北矢部 656
福岡県第502号	堀	下	五.	雄	八女市矢部村 矢部2112	種穂 苗木	堀下	五雄	八女市矢部村矢部 2112
福岡県第503号	原	島	辰	幸	八女市矢部村 北矢部9976	種穂 苗木	原島	辰幸	八女市矢部村北矢部 9976

福岡県告示第679号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか16市町村の平成23年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成23年4月15日

福岡県知事	麻	牛	渡
田岡宏加事	////\		1/32

調査を行う 者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	若松区 赤崎町・大字小石・小石本村町・小糸町・ 迫田町・棚田町・中畑町・上原町・下原町 ・原町・深町二丁目の各一部、宮前町、西 小石町 小倉南区 沼南町一丁目の一部	平成23年4月15日から 平成24年3月30日まで
福岡市	早良区飯倉八丁目、干隈四丁目	"
飯塚市	口原の一部	"
田川市	大字猪国・大字弓削田・大字伊加利の各一部	"
柳川市	三橋町蒲船津の一部、柳河、三橋町柳河、三 橋町枝光、三橋町吉開、三橋町起田、三橋町 木元、三橋町磯鳥	"
行橋市	大橋一丁目の一部	"
小郡市	三沢・力武・横隈の各一部	"
春日市	春日原東町、春日原北町	"
宮若市	倉久・四郎丸の各一部	"
みやま市	瀬高町小田・瀬高町廣瀬・瀬高町高柳・瀬高 町大江・瀬高町小川の各一部	"
久山町	久原の一部	"
香春町	大字採銅所の一部	"
糸田町	自由が丘・宮床の各一部、宮床団地の全部	"

大任町	大行事の一部	"
赤村	大字赤の一部	"
みやこ町	犀川崎山の一部	"
上毛町	宇野・垂水の各一部	"

福岡県告示第680号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設から指定の辞退があったので、同法第93条第2号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成23年4月15日

福岡	県知事	麻	生	渡

サービス の種類	介 護 保 険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	辞 退 年月日
介護老人 福祉施設	4079800282	介護老人福祉施設たいへい苑 築上郡上毛町西友枝1938番地 1	社会福祉法人 上毛町社会福 祉協議会	平成23年 3月31日
介護老人 福祉施設	4070300209	介護老人福祉施設さわみ園 北九州市戸畑区沢見二丁目5 番2号	北九州市	平成23年 3月31日

福岡県告示第681号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成23年4月15日

福岡県知事	麻生	渡

サービス	介護保険	施設の名称	 開設者の名称	指 定
の種類	事業所番号	及び所在地	用取有の石物	年月日

汨

価

介護老人福祉施設	4078900299	介護老人福祉施設たいへい苑 築上郡上毛町西友枝1938番地 1	社会福祉法人 敬愛会	平成23年 4月1日
----------	------------	---------------------------------------	---------------	---------------

福岡県告示第682号

解散した清算法人諫山土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定によ り次のように公告する。

短 図 旧 加 重

平成23年4月15日

						一一一	引泉知事	坏不	生.	没
	氏		名			住	所			
持	永	秀	春	京都郡み	やこほ	订勝山矢山549番地1				
小	森	駿	治	"	"	勝山長川325番地				
品	Ш	守	和	"	"	勝山岩熊56番地				
柿	野	幸	孝	"	"	勝山宮原78番地				
市	丸	福	_	京都郡み	やこほ	打勝山岩熊77番地				
坪	根	辰	=	"	"	勝山池田372番地				
吉	竹	義	公	"	"	勝山宮原826番地				
北	野	光	雄	"	"	勝山箕田745番地3				

福岡県告示第683号

福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月15日

		福岡県知事 林	生.	渡
売りさばき 人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定	年月日

東京都文京区関口1-44-10 JTB商事ビル 株式会社JTB商事

北九州市小倉北区浅野三丁目 8番1号 AIM2階 平成23年 4月1日

福岡県告示第684号

509

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第479号苅田都市計画下水道事業苅田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する

平成23年4月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称 苅田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 苅田都市計画下水道事業苅田公共下水道
- 3 事業施行期間平成7年2月27日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分

平成20年福岡県告示第479号の事業地に次の区域を加える。京都郡苅田町若久町一丁目、新津二丁目、新津三丁目及び新津四丁目の全部並びに若久町二丁目、若久町三丁目、松原町及び幸町の各一部。同町大字尾倉字浜無田及び字外無田の各字の一部。同町大字浜町字浜無田の一部。同町大字与原字五本松、字五本松開、字阿弥陀免、字アミタメ、字大砂原、字塩塚開、字塩塚、字塩塚無田、字ウラ、字上屋敷、字瀬戸、字中洲開、字中洲、字中洲無田及び字笠屋開の各字の全部並びに字浜渕、字五本松グロ、字石塚、字塩塚グロ、字下屋敷、字御所山、字中洲グロ、字笠屋無田、字笠屋、字笠屋グロ、字下笠屋及び字中洲山の各字の一部。同町大字下新津字アミタメ及び字ウド町の各字の全部並びに字葉山の一部。同町大字新津字畑田、字松ノ木、字旧屋敷、字室崎、字西、字西ノ園、字上ノ段、字

価

居屋敷、字北谷、字案内畑、字堀田、字板屋々敷、字泉畑、字貴船、字辻畑、字小墓堂、字久保田、字井ノ上屋敷、字官地屋敷、字竹ノ内屋敷、字高田、字堀ノ口、字道ヶ追、字地極田、字棚林、字池ノ下、字古茶屋、字宮ノ前、字川原田、字西ノ空、字百合畑、字堂ノ本、字今古賀、字沓形、字下ノ田及び字ゼゼノクマの各字の全部並びに字古大内、字寺ノ下、字ババ、字追、字石原畑、字イノ山、字坂本、字片島田及び字舟ヶ坪の各字の一部。同町大字下片島字木戸屋敷、字堺田、字土井ノ内及び字猪熊屋敷の各字の全部並びに字飯守、字池尻、字昭和田、字兼付免、字荒茅及び字榎の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

平成23年4月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類 税務システム用機器等の賃貸借一式(設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む)

- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格

- の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又 は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 障害者雇用状況
 - キ 子育て応援官言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)

- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表 (印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書(有償)の入手先
 - ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 - イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁総合売店内)
 - ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092 (ダイヤルイン)
- (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年5月10日(火)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年 9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 賃貸借契約の名称及び種類

税務システム用機器等の賃貸借一式(設置、機器設定、システム及びデータ移行 作業を含む。)

- (2) 調達物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月(6年間)

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC(インターネットデータセンター)

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成23年5月10日(火)までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店) 〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円 (消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について 別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班(県庁行政棟1階)

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成23年5月31日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされている者

			_ ,,,,							•	 	
大	分	類	中	分	類		業	種	名		等	級

05	02	電子通信機器	АА
13	04	調査統計	A A
13	08	サービス業種その他(リース・レンタル)	A A
13	11	サービス業種その他(その他)	A A

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書等を、別紙仕様書の機能証明書等作成要領に従い作成し、平成23年5月12日(木)までに、総務部税務課電算係(県庁行政北棟8階)に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があって、総務部税務課電算係から補正又は説明 を求められた場合に、平成23年5月20日(金)までにその補正又は説明ができない ときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなけれ ばならない。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 会社更正法 (平成14 年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立て又は民事再 生法 (平成11 年法律第225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成22年3月18日21総 セ第28482号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間中でない者
- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課電算係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟8階 電話番号 092-643-3068 (ダイヤルイン)

電子メール zeisys@pref.fukuoka.lg.jp

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間

平成23年4月15日(金)から平成23年4月28日(木)までの県の休日を除く毎日 、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 交付場所 5の部局とする。
- 10 入札説明会の開催
- (1) 日時

平成23年4月25日(月) 午前10時30分から

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟 地下1階 行政15号会議室

- (3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成23年4月22日(金)午後5時00分までに 県ホームページ上に掲載している税務システム用機器等の賃貸借業務入札説明会参 加予定者報告書を5の部局にメールで提出すること。
- 11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 受領期限 平成23年5月31日(火) 午後5時00分
- (3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必 着)により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ その他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所

渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開封《税務システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《税務務システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履 行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行する ことができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止す ることができる。

12 開札

(1) 日時

平成23年6月1日(水) 午前11時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟 地下1階 行政15号会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

账

(4) 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

- (2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限 平成23年5月27日(金)午後4時までに総務部税務課電算係へ「保証金等納付書」(総務部税務課電算係で入手すること。)を添えて納付又は提供すること。(入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。)
- (3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結 し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政 法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明す る書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。 ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結

- し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政 法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明す る書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。
- 15 落札者の決定の方法
 - (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち 、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

账

(1) Articles and Quantity

A Lease contact of the Prefecture Tax System

(2) Period of Lease

It is 72 months from a lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender 5:00 P.M. 31 May ,2011

(5) Contact Point for Notice

Tax Affairs Division. Fukuoka Prefectural Office.

7-7, Higashikoen, Hakataku, Fukuoka City, 812-8577 Japan

TEL 092-643-3068

FAX 092-643-3051

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則案について、平成23年 1月12日から平成23年2月10日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたが、理容所及び美容所の開設届の様 式の書式について再度検討し、一部変更の上、平成23年3月30日に公布しました。

平成23年4月15日

福岡県知事 麻生 渡

問合せ先

保健医療介護部保健衛生課営業指導係

電話:092-643-3279

メールアドレス: hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県における「特定非営利活動促進法の運用方針」案について、平成23年1月5日 から平成23年2月7日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し平成23 年4月1日に決定しました。

平成23年4月15日

福岡県知事 麻 生 渡

問合せ先

新社会推進部社会活動推進課NPO・ボランティアセンター

電話:092-631-4411

メールアドレス: nvc@pref.fukuoka.lg.jp